

○ 蕪崎市景観条例施行規則

平成 25 年 6 月 25 日規則第 30 号

蕪崎市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)及び蕪崎市景観条例(平成 25 年 6 月蕪崎市条例第 34 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(建築物以外の工作物)

第3条 条例第3条第3号に規定する建築物以外の物で、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第2条第1項の屋外広告物であるものを除く。)
- (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (5) 垣、さく、塀その他これらに類するもの
- (6) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもの
- (7) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (8) 自動車車庫の用に供する立体的施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (10) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)その他これらに類するもの
- (12) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (13) 太陽光発電施設その他これに類するもの

(事前協議書の提出)

第4条 条例第14条の規定による事前協議は、事前協議書(第1号様式)の提出により行うものとし、当該事前協議書には、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該規定に掲げる縮尺の図書によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。

3 事前協議書の提出部数は、本書1部及びその写し1部とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、本書の写しの提出部数を増加し、又はその写しを省略することができる。

(事前協議確認書の交付)

第5条 市長は、前条の事前協議書の提出があった場合は、30日以内に良好な景観の形成のために行うべき処置その他必要と認める事項を記載した事前協議確認書(第2号様式)を、当該事前協議書の提出者に交付しなければならない。

(行為の届出)

第6条 法第16条第1項の規定による届出にあつては、景観計画区域における行為届出書(第3号様式)を、同条第2項の規定による届出にあつては、景観計画区域における行為変更届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する図書は、前条に規定する事前協議確認書とする。

(行為の通知)

第7条 法第16条第5項に規定する通知は、景観計画区域における行為通知書(第5号様式)とし、市長に提出しなければならない。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適合通知)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する届出があった場合において、その届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域における行為制限の適合通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(勧告)

第9条 法第16条第3項による勧告は、勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(命令)

第10条 法第17条第1項及び法第17条第5項の規定による命令は、命令書(第8号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第 11 条 法第 17 条第 8 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第 9 号様式)によるものとする。

(景観重要建造物の指定の標識)

第 12 条 法第 18 条第 2 項の規定により設置する標識は、次の各号に掲げるすべての事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称

(景観重要樹木の指定の標識)

第 13 条 法第 21 条第 2 項の規定により設置する標識は、次の各号に掲げるすべての事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種名

(補則)

第 14 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 25 日規則第 32 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。